

交換はお済ですか？

消防法令に基づいて設置されている「旧規格消火器」は、
2021年12月31日までに交換が必要です。

適応する火災の表示マークが「 文字 」で標記されていたら 旧規格 です。												
	<table border="1"><tr><td rowspan="3">旧規格</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr><tr><td>新規格</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	旧規格				↓	↓	↓	新規格			
	旧規格											
↓			↓	↓								
新規格												
適応する火災の表示マークが「 イラスト 」で標記されていたら 新規格 です。												

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、
平成24年1月の規格省令改正により既に型式失効している消火器を継続的に設置できるのは、**令和3年12月31日まで**となっています。

令和4年1月1日以降は、型式失効した消火器の設置は認められませんので、旧型式の消火器については全て交換が必要となります。

なお、一般家庭等に自主的に設置されている消火器については、消防法令上の交換義務はありません。

※ 型式失効とは

現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に、一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務づける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

- [一般財団法人 日本消火器工業会 \(外部リンク\)](#)